

こぶし

第 2 号 2014 年 9 月 4 日
高知大学教職員組合中央執行委員会機関紙
朝倉・物部地区内線 1159 外線 844-1489
E-mail:union@mb4.seikyoku.ne.jp
<http://kuunion.cocolog-nifty.com/blog/>

科研費の申請の義務化について

7 月 29 日に、科研費申請の義務化にかんする団体交渉をおこないました。

教員の話となりますが、科研費の申請をおこなわないことを 2 年続けると、研究費がゼロになるというペナルティー付きです。しかも「研究代表者」としての申請が義務付けられています。私たち教職員組合は、このような、ペナルティー付きの科研費申請義務化が教員にとっても（申請業務にたずさわる）、事務系職員にとっても労働強化になる、という理由で反対の申し入れをおこないました。それについての団体交渉です。

交渉では以下のようなやりとりがありました。

【大学】教員 1 人あたりの採択件数が全国平均を大きく下回り、しかも、学長からの再三の要請にもかかわらず、申請件数が減少傾向にある。

【組合】なぜ申請件数が減少したのかの分析が必要だ。それなしに、いきなりペナルティー付きの義務化というのは、大学経営としておかしい。

【大学】たとえば、何年も時間をかけて著書を仕上げることがスタイルであるような、科研費申請がそぐわないような研究分野があることは承知しているが、これまで申請してこなかった教員へのていねいなガイダンスもおこなうことにしたい。

【組合】学長は先日の「高知大学の教育改革」で「連続して採択されない研究テーマは、申請書の内容が不十分である、研究成果が少ない、あるいは社会が求める内容から外れている可能性が考えられるので、研究成果をあげ、申請書のブラッシュアップを受ける、あるいは研究のメインテーマとは別に、同領域で社会の要請にマッチするサブテーマあるいは最新技術や社会に注目されている研究資料を利用するような科研費申請を考慮すべきである」と言っているが、これは大学における研究の自由を奪いかねない発言だ。学長からのメッセージとしておかしい。このようなことを言われながら科研費申請が義務化されても、採択率の向上につながると思えない。

【大学】とにかく申請をしてほしい。それが採択につながるかどうかは別問題としても、せめて申請はしてほしい。文科省もそうした数字で大学を評価する。

【組合】代表者より分担者のひとりとして研究に参加することにむいている研究者もいるし、しかも大規模な研究の分担者であることもある。そうした事情がどのくらい考慮されることになるのかがわからない。

【大学】研究推進戦略委員会でもそこまでまだ検討ができていない。学系長もそのあたりを考慮してほしい。

何が何でも義務化はおこなうというのが大学側（学長？）の姿勢であり、それは団体交渉（経営陣の出席者は櫻井理事と田口理事）でも変わることはありませんでした。が、交渉の最後に、大学側と以下の5つの事柄を確認しました。義務化により教職員にとって労働強化やモチベーションの低下が少なくなるよう、また、申請する者が意欲を持って安定的に研究できる環境を整備するよう求めました。

- ① 代表者として申請できない理由について、（1）科研費の申請が難しい分野、（2）科研費において分担研究者として採択・申請している、（3）他の研究助成を受けている、（4）教育改革など研究以外の補助金を得て事業を推進している等、各学系の特性等を考慮した柔軟な対応が必要であることから、初年度においては、各学系長の判断により、基準等を定めるなどによる対応を願う。
- ② 学系長・部門長の裁量により、個人研究費の配分が可能である。しかし、その一方で、学系・部門へは、科研費の申請数に応じた研究費の配分を行っており、現行制度では各学系・各部門において研究費配分に格差が生じる可能性があるため、各学系において今後の検討を願う。
- ③ 科研費申請者の増加が想定され、事務担当者への業務の負担増が見込まれるため、申請業務等の支援体制の整備の検討を行う。
- ④ 次年度の科研費申請への準備をしやすくなるよう、不採択者に対するインセンティブ経費（申請者、A判定）の配分を早期に行うことを検討する。
- ⑤ 現行制度では、採択者に対して、採択年度にインセンティブ経費を配分しているが、採択者が連続して採択されなかった（新しい研究課題で不採択になった）時に研究支援のための経費を配分するなど、継続して研究活動が行えるような制度設計を検討する。

置かれている環境、立場が多様である教員と一緒に議論した結果、本制度の問題点を示したうえで、悪化を続けてきた研究環境の向上にも一定の道筋を示せたと思います。私たち教職員組合では皆さんからの意見をお待ちしています。

高知大学未払賃金請求訴訟第5回口頭弁論

10月31日（金）11：30

高知地方裁判所

当日は 11：20 高知地方裁判所集合
11：30～ 裁判
裁判終了後 高知弁護士会館にて報告集会
の予定です。



多くの方が傍聴にご参加くださるようお願い致します。